

平成31年度 入学者選抜（Ⅱ）実施要項

広島県尾道南高等学校

〒722-0046 尾道市長江二丁目10番34号

電話 (0848) 37-4945

FAX (0848) 37-4393

URL <http://www.onominami.jp/>

1 選抜の方針

入学者の選抜は、「平成31年度尾道市立高等学校入学者選抜の基本方針」に基づいて実施する。

2 課程・学科・入学定員・学区

課程	学科	入学定員	学区
定時制	普通科	1学級	広島県一円

3 課程・学科の目標及び教育課程

- (1) 目標 豊かな人間性を育み、社会的・職業的に自立した社会人としての資質を育成する。
- (2) 修業年数 修業年数は4年とする。
- (3) 日課等 夜間定時制 17時30分から21時10分までに4時限（50分授業）行う。

4 選 抜（Ⅱ）（一般入試）

(1) 出願資格

次のア～オのいずれかに該当する者が出願できる。

- ア 中学校を卒業した者
- イ 平成31年3月に中学校を卒業する見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- エ 平成31年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者
- オ 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を平成31年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で平成31年3月31日までに満15歳以上に達する者

(2) 出願期間

ア 入学願書

平成31年2月13日（水）から2月18日（月）正午まで

出身中学校長が郵便により提出する場合には、志願者名簿1部を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、2月15日（金）までに必着するよう提出すること。

イ 入学者選抜願

平成31年2月20日（水）から2月22日（金）正午まで

原則として持参により提出するものとする。その際、入学者選抜料は学校窓口で現金により納付する。

出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない高等学校に対して提出する場合のみ認める。その場合においては、受検票を返送するための封筒（中学校長名及び中学校所在地を記載し、簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便（入学者選抜料は現金書留郵便）により、2月21日（木）までに必着するよう提出すること。

ウ 調査書等

平成31年2月20日（水）から2月25日（月）正午まで

出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない高等学校に対して提出する場合のみ認める。その場合においては簡易書留郵便により、2月22日（金）までに必着するよう提出すること。

- * いずれの場合も、出身中学校長は郵送後、電話により速やかに広島県尾道南高等学校長（以下「本校校長」という。）に郵送した旨の連絡を行うこと。

* 出願書類の受付時間は、最終日を除き9時から17時まで（12時から12時45分までを除く）とする。
ただし、日曜日、土曜日及び学校が定める振替休日等の受付事務は行わない。

(3) 出願手続

ア 志願者

(ア) 志願者は、次の①及び②の書類に必要事項を記入し、①から③までの書類等を出身中学校長を経由して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①から③までの書類等及び卒業証明書を、所定の期間内に本校校長に直接持参により提出するものとする。

① 入学願書（様式第1号）

② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

③ 入学者選抜料（現金950円）（学校窓口で納付する。）

(イ) 平成31年4月1日現在で満20歳以上の志願者のうち、一般学力検査に代えて作文及び面接による受検を希望する者については、作文及び面接による受検願（様式第17号）を入学願書に添付すること。

(ウ) 志願者で、英語の実音聴取による受検が困難な者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、点字検査用紙を必要とする者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次の手続きによること。

① 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を平成30年12月3日（月）までに広島県教育委員会に提出し許可を得る。

② ①以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を入学者選抜願に添付する。

(エ) 志願者で、不登校等特別の事情のある者は、自己申告書（様式第18号）を本人が記入し、提出することができる。

なお、中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出するものとする。中学校卒業後5年を超える者については、入学者選抜願とともに、本校校長に直接持参により提出するものとする。

(オ) 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。

イ 出身中学校長

(ア) 出身中学校長は、次の書類等を所定の期間内に本校校長に提出する。ただし、平成30年3月以前の卒業生については、⑥及び⑦の書類は提出しなくてよい。

① 入学願書（様式第1号）

② 志願者名簿（様式13号）2部

③ 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

④ 入学者選抜料（現金950円）

⑤ 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第8号）

⑥ 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第10号）

⑦ 評定（成績評点）集計表（様式第12号）

(イ) 出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、これを調査書等とともに、所定の期間内に本校校長に提出する。

(ウ) 県外からの志願者については、様式第8号に記載する内容をすべて含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

ウ その他

入学者選抜願を提出しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(4) 志願者数の公表

平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項（P57）に定めるところにより、志願者数の公表を、本校玄関への掲示及び学校ホームページへの掲載により行う。

(5) 県外等からの出願

平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項（P58～P59）に定めるところにより、所定の手続きを行わなければならない。

* 出願許可願提出期間：平成30年12月13日（木）から平成31年1月8日（火）正午まで

(6) 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校、課程又は学科の志願変更を次により行うことができる。

なお、入学願書の取下げ後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科に再び出願することはできない。また、入学者選抜願の提出後は入学願書の取下げはできない。

中学校卒業後5年を超える者については、次のイの手続は、出身中学校長を経由せずに行うこととする。

ア 期間

次の期間内に入学願書の取下げ及び再提出を行う。

平成31年2月20日(水)から2月22日(金)正午まで

郵便による取下げ(高等学校からの返却)及び再提出はできない。

イ 手続

(ア) 取下げ

志願変更を希望する者は、志願変更願(様式第19号)に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出する。

出身中学校長は、志願者から提出された志願変更願の記載事項に誤りがないことを確かめて、志願先高等学校長にこれを提出し、志願変更をする者の入学願書を受け取り、志願変更をする者に返却する。

(イ) 再提出

再提出をする者は、出身中学校長を経由して返却された入学願書の高等学校名等変更すべき箇所を訂正(朱書)し、(3)のアの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

出身中学校長は、再提出された入学願書を(3)のイの手続に準じて、所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出する。

* 県外等からの出願許可により出願している者の志願変更の手続は、平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項(P59~P60)による。

(7) 一般学力検査等の実施期日及び場所等

ア 実施場所 広島県尾道南高等学校

イ 実施期日、教科及び時間割等

3月6日(水)			
時 限	時 刻	検査教科等	
	9:00~9:20	集合・注意	
		学力検査による受検者	作文・面接による受検者
第1時限	9:30~10:20	国 語	作 文
第2時限	10:40~11:30	社 会	面 接
第3時限	11:50~12:40	数 学	
3月7日(木)			
時 限	時 刻	検査教科等	
	* 8:50 入室完了	学力検査による受検者	
第1時限	9:00~9:50	理 科	
第2時限	10:10~11:00	英 語	
第3時限	11:20~	面 接	

ウ 面接

受検者全員に対して実施する。次の評価項目により60点満点で評価する。

①態度、動作 ②意識、意欲 ③理解力、表現力 ④社会性、協調性

エ 検査場内への携行物等

検査場内の各自の席には、受検票、鉛筆、鉛筆削り、消しゴム、定規(分度器のついたもの、三角定規は不可)、筆入れ、時計(計算機能又は英和和英機能付きのもの等は不可)のほかは携行できない。また、これらについても、検査問題の解答上有利と考えられるものは使用できない。

携帯電話の検査場内への持込みはできない。万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話等持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には不正行為とみなす。

(8) 合格者の決定

- ア 本校校長は、一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、面接点、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項によって総合的に判断して決定する。
- イ 本校校長は、一般学力検査に代えて作文及び面接を実施した者については、作文、調査書及び面接の結果によって総合的に判断して決定する。
- ウ 本校校長は、志願者から自己申告書（様式第18号）が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

(9) 合格者の発表

- ア 3月14日（木）13時に広島県尾道南高等学校内に掲示するとともに、出身中学校長を経由（中学校卒業後5年を超える者を除く）して合格者本人に合格の通知をする。なお、電話による照会には応じない。
合格者は、「請書」又は「辞退届」を、3月15日（金）16時までに本校事務室へ提出すること。
- イ 繰上げ合格の実施
本校校長は、合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰上げて合格者を決定することができる。
なお、その場合には、3月14日（木）13時以降、3月15日（金）16時までの間に、中学校長を経由（中学校卒業後5年を超える者を除く）して受検者本人に連絡する。

(10) やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず選抜（Ⅱ）を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事 由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

なお、大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書により確認する。

ア 手続

平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項（P62～P63）に示す必要な手続きを平成31年3月8日（金）正午までに行うこと。

イ 選抜

- (ア) 検査方法 作文及び面接
- (イ) 実施期日 平成31年3月12日（火）
- (ウ) 集合及び検査時間割

3月12日（火）		
時 限	時 刻	検 査 等
	9：00 9：20	集合・注意
第1時限	9：30 10：20	作 文
第2時限	10：40～	面 接

- (エ) 実施場所 広島県尾道南高等学校
- (オ) 携行品 A 追検査受検承認（不承認）通知書
B 選抜（Ⅱ）における携行品

ウ 合格者の決定

調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。なお、自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

エ 合格者の発表 平成31年3月14日（木）13時に広島県尾道南高等学校内に掲示する。

5 選 抜 (Ⅲ) (二次募集)

選抜 (Ⅲ) の実施の有無については、3月18日 (月) 10時に広島県尾道南高等学校内に掲示する。

なお、実施する場合には、「平成31年度尾道市立高等学校入学者選抜の基本方針」に従い、平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項 (P64~P67) に定めるところにより、3月22日 (金) に実施する。合格者発表は3月25日 (月) に本校にて行う。

6 選抜 (Ⅱ) における学力検査の結果及び調査書の評定に係る簡易開示

(1) 開示内容

- ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計
- イ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

(2) 開示請求対象者

選抜 (Ⅱ) の受検者のうち不合格者 (本人及びその法定代理人)

(3) 本人等であることの確認

平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項 (P96) の別表第2に示す書類の提示により確認する。なお、受検票は本人を確認する書類のひとつとなるので、受検終了後も保管しておくこと。

(4) 開示期間

平成31年3月25日 (月) から4月24日 (木) までとする。(ただし、日曜日、土曜日及び学校が定める振替休日等を除く。)

受付時間は9時から16時までとする。(ただし、12時から12時45分までを除く。)

(5) 開示場所

広島県尾道南高等学校 (受付窓口は事務室)

(6) 開示手続

請求者は、本人等であることを確認する書類を持参の上、本校において口頭で開示の請求をする。

7 その他

(1) 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科を併願することができない。また、選抜 (Ⅱ) と同日に実施する帰国生徒等の特別入学に関する選抜及び特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

(2) 志願について虚偽の事実 (学歴・学区・調査書等) があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。

(3) 選抜の結果、合格者とならなかった者が、選抜 (Ⅲ) を受検する場合は、改めて所定の手続きをしなければならない。